

新	旧	備考
<p>中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p>	<p>中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正</p>	
<p>第 1 章 定義 (第 1 条 - 第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条 - 第 14 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 15 条) 第 4 章 保険の申込 (第 16 条 - 第 18 条) 第 5 章 保険料 (第 19 条 - 第 20 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 21 条) 第 7 章 輸出契約の内容の変更等 (第 22 条 - 第 23 条)</p>	<p>第 1 章 定義 (第 1 条 - 第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条 - 第 14 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 15 条) 第 4 章 保険の申込 (第 16 条 - 第 18 条) 第 5 章 保険料 (第 19 条 - 第 20 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 21 条) 第 7 章 輸出契約の内容の変更等 (第 22 条 - 第 23 条)</p>	
<p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号)及び中小企業輸出代金保険約款(平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。)によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～七 (略) 八 「保証国」とは、輸出契約に係る債務について <u>I L C (第 12 号に規定するものをいう。)</u> を発行又は確認する機関、銀行等が所在する国又は地域をいう。 九～十二 (略)</p>	<p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号)及び中小企業輸出代金保険約款(平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。)によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～七 (略) 八 「保証国」とは、輸出契約に係る債務について I L C を発行又は確認する機関、銀行等が所在する国又は地域をいう。 九～十二 (略)</p>	
<p>第 2 条～第 8 条 (略)</p>	<p>第 2 条～第 8 条 (略)</p>	
<p>第 2 章 (略)</p>	<p>第 2 章 (略)</p>	
<p>第 3 章 保険料率算定 (保険料率算定における期間計算の取扱い) 第 15 条 貿易保険の保険料率等に関する規程(平成 16 年 7 月 2 日</p>	<p>第 3 章 保険料率算定 (保険料率算定における期間計算の取扱い) 第 15 条 貿易保険の保険料率等に関する規程(平成 16 年 7 月 2 日</p>	

新	旧	備考
<p>04 - 制度 - 00034) の <u>II</u> [4] (3) に規定する X は、最長ユーザンス期間 (支払猶予期間のほか、輸出契約に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金の送金期間等を加えた最長期間をいう。) とする。</p>	<p>04 - 制度 - 00034) の [4] (3) に規定する X は、最長ユーザンス期間 (支払猶予期間のほか、輸出契約に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金の送金期間等を加えた最長期間をいう。) とする。</p>	
<p>第 4 章 保険の申込み (対象輸出契約) 第 16 条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～六 (略) 七 次のいずれかに該当する輸出契約 イ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方 (輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。<u>なお、輸出契約の相手方が複数の場合であって、輸出契約の相手方が輸出契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けに基づくものとする。</u>以下この号において同じ。) が名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格に格付けされているもの ロ～ハ (略)</p>	<p>第 4 章 保険の申込み (対象輸出契約) 第 16 条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～六 (略) 七 次のいずれかに該当する輸出契約 イ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方 (輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。以下この号において同じ。) が名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格に格付けされているもの ロ～ハ (略)</p>	
<p>2 前項第 1 号に規定する引受基準において輸出貨物の代金を I L C により決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。 「独立行政法人日本貿易保険は、海外商社名簿について (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063) 第 1 条に基づき作成された海外商社名簿上 G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状 (信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No. 600) に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができ</p>	<p>2 前項第 1 号に規定する引受基準において輸出貨物の代金を I L C により決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。 「独立行政法人日本貿易保険は、<u>保険契約の申込み時において</u>、海外商社名簿について (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063) 第 1 条に基づき作成された海外商社名簿上 G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状 (信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No. 600) に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであ</p>	

新	旧	備考
ないものをいう。) 取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」	って、取り消すことができないものをいう。) 取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」	
<p>3 第1項第7号ロに該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、<u>海外商社名簿</u>について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。<u>以下「ILC」という。</u>)取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の<u>中小企業輸出代金保険約款(平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029)第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失</u>については、てん補する責めに任じない。」</p>	<p>3 第1項第7号ロに該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、<u>保険契約の申込み時において、海外商社名簿</u>について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の約款第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p>	
4～6 (略)	4～6 (略)	
第17条 (略)	第17条 (略)	
<p>(告知事項)</p> <p>第18条 約款第16条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。</p> <p>一 輸出契約の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上遅延が発生したことがある。</p> <p>二 輸出契約の相手方が、<u>操業停止状態</u>にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</p>	<p>(告知事項)</p> <p>第18条 約款第16条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。</p> <p>一 輸出契約の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上遅延が発生したことがある。</p> <p>二 輸出契約の相手方<u>又は代金の支払人</u>が、<u>操業停止状態</u>にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</p>	
第5章～第7章 (略)	第5章～第7章 (略)	
<u>附 則</u>		

新	旧	備考
<p><u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>		